

# 市町村デジタル人財育成支援オンライン学習サービス提供業務委託 企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「市町村デジタル人財育成支援オンライン学習サービス提供業務」の委託に係る企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の内容

### (1) 業務名

市町村デジタル人財育成支援オンライン学習サービス提供業務

### (2) 業務の目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### (4) 委託料

732,050円以内（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

※ 実際の契約額は、事業者の決定後に企画書の内容に基づき見積合わせを行った上で決定する。

## 3 参加資格要件

参加申込時点で、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っている者でないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (5) 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。

## 4 全体スケジュール（予定）※実施状況により、日程が変更になる場合がある。

日程	内容
令和6年5月8日（水）	公募開始
令和6年5月15日（水）17時	質問書提出期限
令和6年5月20日（月）	質問回答
令和6年5月22日（水）17時	参加表明書提出期限
令和6年5月27日（月）17時	企画提案書等提出期限
令和6年5月29日（水）	書面審査、決定
令和6年5月31日（金）まで	結果通知
令和6年6月上旬	契約締結、環境構築、受講開始

## 5 申込方法等

### (1) 申し込み

参加表明書（様式1）を令和6年5月22日（水）17時までに電子データ（PDF形式）により提出すること。

提出先メールアドレス：[dxsuishin@pref.aomori.lg.jp](mailto:dxsuishin@pref.aomori.lg.jp)

### (2) 企画提案競技に係る質疑

質疑は、質問書（様式2）により令和6年5月15日（水）17時まで電子メール（PDF形式）で提出すること。口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

回答は、令和6年5月20日（月）までに質問者に回答するほか、当課のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

提出先メールアドレス：[dxsuishin@pref.aomori.lg.jp](mailto:dxsuishin@pref.aomori.lg.jp)

### (3) 提出資料等

以下の構成で一式とすること。

#### (ア) 表紙

「市町村デジタル人財育成支援オンライン学習サービス提供業務」と記載し、社名も併せて記載すること。

#### (イ) 企画提案書（表紙と目次を除いて30ページ以内、様式自由）

- ①提案事業者概要
- ②仕様書に記載のある項目を踏まえ、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載すること。
- ③経費の積算も含めること。
- ④提供可能なライセンス数とその運用方法を必ず示すこと。
- ⑤本業務に活用できると考える同種・類似業務の実績について、差し支えない範囲で具体的に記載すること。
- ⑥仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる内容については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ⑦独自性のある内容や仕様書に記載されていない有益な追加提案等がある場合は、わかりやすく記載すること
- ⑧右下にページ番号を記載すること。

## 6 留意事項

- (1) 企画提案書は、1者1提案までとすること。
- (2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失う。

## 7 提出方法

令和6年5月27日（月）17時までに電子データ（PDF形式）で提出すること。

また、電子メール1通あたりの容量が10MBを超える場合は添付ファイルの受領ができないため、クラウドサービス等により提出すること。なお、上記期限までに提出がなかった場合は無効とする。

提出先メールアドレス：[dxsuishin@pref.aomori.lg.jp](mailto:dxsuishin@pref.aomori.lg.jp)

## 8 企画提案及び審査の概要

- (1) 企画提案競技は、青森県庁ホームページに掲載して応募を受け付ける。
- (2) 県職員で構成する審査員が、選定基準に基づき、企画提案書の選定を行う。

- (3) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を委託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- (5) 総合評価点が5割に達しない場合は、委託候補者として選定しない。
- (6) 選考結果については、採用・不採用にかかわらず後日参加表明書に記載されたメールアドレス宛に文書で通知する。
- (7) 選考後、委託候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約による委託契約を締結する。その際、協議内容に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。

## 9 その他

- (1) 企画提案競技への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 審査結果に関する問合せや異議は一切認めない。
- (3) 企画提案書に対し、青森県情報公開条例第5条に基づく開示請求があった場合は原則公開とする。ただし、著作権法第18条第3項第3号により、開示の決定の時までに別段の意思表示をした場合はこの限りでない。

## 10 問合せ・応募先

青森県総合政策部DX推進課暮らし・行政DXグループ 担当：相野

TEL：017-734-9179

E-mail：dxsuishin@pref.aomori.lg.jp